

はしがき

平成23年11月30日に成立した(平成23年度)税制構築法により、約50年ぶりに国税通則法が改正されました。

主な内容は、1.税務調査手続きの明確化、2.更正の請求の期間の延長、3.課税庁の行う処分の理由附記の義務化です。

税務調査については、平成25年1月1日以後について、行う質問検査から適用されますが、今まで不明確であった手続きの入口(事前通知)と出口(終了)が明確にされました。

それに伴い、税務調査を実施する場合、事前に、課税庁が納税義務者に連絡(通知)する説明内容も変わりました。

また、実地調査が行われた場合、課税庁から調査終了の連絡がなく、税務調査が終了したのかがよくわからないケースも見受けられましたが、今後は、1.非違がないまたは指導で済む場合には、申告是認通知、2.非違がある場合には、非違内容についての説明と書面の交付が行われることになり、終了も明確になりました。

今回の改正では、税務調査の具体的内容は、改正されていないため、税務調査の手法等については、従前と変わらないでしょうが、1.消費税95%ルール改正、2.取引の国際化及びネットビジネスの普及に伴うボーダレス化により、課税庁の調査視点は、時代とともに変わってきています。

このような税務調査の変化に対応していくためには、税務調査の基本を正しく知るところからはじまります。

本小冊子は、実務家の税理士である著者が、はじめて、企業で税務調査に立会う方々を対象に、少しでも税務調査の精神的負担が軽減されるようにと執筆させていただきました。

改正後の税務調査が、本格化するのは、これからです。

本小冊子が皆様の実務において、お役に立てれば幸いです。

平成25年3月

筆者

I. 税務調査とは

1. 日本国民には納税義務がある 2
2. 申告納税制度と税務調査の必要性 3
3. 税務調査の種類 4
4. 税務調査を拒否することができるか 5
5. 国税に関する税務機関の構成 6
6. どのセクションが調査に来るのか 7
7. 実地調査の状況と分析 8
8. 業種による調査対象法人の選定(どのような業種が調査されるのか) 9
9. 課税庁による調査対象法人の個別分類 10
10. 調査官による調査会社の選定 11

II. 税務調査の開始

11. 税務調査はいつはじまるのかー申告書の提出ー 12
12. 実地調査に来る前までに 13
13. 税務調査の通知 14
14. 無予告調査はなくなったのか 15
15. 税務調査を受ける場合の心構え 16
16. 事前に準備・確認しておく事項 17
17. 担当税理士との事前対応 18
18. あなたの会社の通信簿(税歴)は 19

III. 実地調査が始まったら

19. 税務調査の流れ 20
20. 勝負は1日目の午前中 21
21. 税務調査中における対応 22
22. 税務調査はどこ(場所)で受けるか 23

IV. 主な項目の調査におけるポイント

23. 各種議事録のチェック 24
24. 法人税調査のポイント 25
25. 売上高のチェック1(掛売上げ) 26
26. 売上高のチェック2(現金売上げ) 27
27. 原価のチェック 28
28. 在庫商品のチェック 29
29. 人件費のチェック1(架空人件費) 30
30. 人件費のチェック2(定期同額とならない役員給与) 31
31. 人件費のチェック3(役員退職金) 32
32. 人件費のチェック4(外注費か給与か) 33
33. 交際費等のチェック 34
34. 請求書・領収証の保管 35
35. 広告宣伝費のチェック 36
36. 雑収入のチェック 37
37. グループ会社のチェック 38
38. 消費税調査のポイント 39
39. 消費税その他非違ポイント 40

V. 調査の終了

40. 指摘事項の確認と調査のまとめ 41
41. 調査の終了手続き 42
42. 粉飾決算を行っていた場合 43
43. 附帯税について 44
44. 修正申告書を提出すると 46
45. 更正の請求について 47
46. どうしても税務署指摘事項が納得できない時は 48

I 税務調査とは

1 日本国民には納税義務がある

日本国民は憲法第30条の規定により、税金を納める義務を負っています。

なぜ、納税する必要があるのかというと、資本主義の国では、企業が利益追求活動を行う際には、国家(地方公共団体を含む)の提供する公的サービスを利用しているからです。

例えば、(1)雇用する人材は義務教育を受けている。(2)道路などインフラが整備されている。(3)治安の維持を守る警察など、公的機関の提供するサービスを利用する対価(義務)を税金という形で負担します。

税金は、国・地方公共団体等、強い権力を持つ者が、課税権を有するため、その賦課・徴収は、明文化された法律を基に行われる必要があります。

これを「租税法律主義」といいます。

税金は、課税及び納付の方法により、3区分されます。

(1) 申告納税方式

納税者が自ら課税標準・納付税額等を計算し、課税庁に申告納付を行います。《法人税・所得税・相続税・消費税等 等》

(2) 賦課課税方式

課税庁が納付すべき税額を決定し、納税者に通知し、納税者がその税金を納付します。《固定資産税・自動車税 等》

(3) 特別徴収方式

課税庁が、企業等を徴収義務者に指定し、その徴収義務者が税負担者(利用者)から課税庁に代わって税金を徴収し、納付します。《ゴルフ場利用税・入湯税 等》

どの方式の税金でも税務調査の対象になりますが、やはり、税務調査の中心は、納税者が自分で所得金額等の計算を行う、申告納税方式の税金ということになります。

OnePoint!
ワンポイントコラム

租税法律主義の内容

租税法律主義の主な内容は次のとおりです。

- 租税法律主義
- **課税要件法定主義**・・・納税義務者・課税物件・課税標準・税率等重要なものは法律自体に明記しなければなりません
 - **課税要件明確主義**・・・税法は納税者が理解しやすく簡単明瞭なものでなければなりません
 - **合法性の原則**……………税の減免・徴収等は法律に基づき行われなければならない、課税庁の自由裁量では行えません
 - **手続保障原則**……………租税の賦課・徴収は、適正な手続を経て行われなければなりません

2 申告納税制度と税務調査の必要性

申告納税方式の税金は、納税者が自ら課税標準(税率を乗ずるベース)及び納付税額等を計算し、申告・納付期限までに、課税庁に申告及び納税の手続きを行います。

課税庁では、その納税者から提出された申告書等が法律に基づき、正しく計算されているかなどをチェックします。

また、課税庁は、税金について納税義務がある者が、申告を行っていない場合には、その課税標準・納付税額等を決定する場合があります。

税務署が行う処分

- (1) 決定→納税者が無申告の場合
- (2) 更正→納税者が申告した所得金額・法人税額を正す場合
 - ①増額更正 納税者の行った当初申告より税額等が増える場合
 - ②減額更正 納税者の行った当初申告より税額等が減る場合

税金を負担する国民に不公平感が出ないようにするためには、「課税の公平」が保たれる必要があります。それこそが課税庁が税務調査を行う必要性であるとともに、納税者も税務調査を受忍しなければならない義務があります。

申告納税方式の租税について実施される税務調査は、納税義務者が提出した申告書の内容確認を、課税庁が行うということです。

OnePoint! ワンポイントコラム

税法の解釈に関する課税庁への問い合わせ

正しい申告を行うためには、税法を正しく理解する必要があります。

そうはいつでも、税法は難解だし、自分の解釈に自信のない場合もできます。

「そんな時は、課税庁に問い合わせ」

基本的に、課税庁の職務は、納税者の行った申告を確認することが中心となります。

ただし、納税者に対するサービスの一環として、「税務相談室」を設置して、一定の要件を満たす納税者からの相談に応じますが、企業実務は様々な取引が行われるため、個別事案になると、全ての相談を受け入れられるわけではありません。

そのような場合には、各税理士会などが行っている納税者サービスを利用すれば、一般的な相談は解決することができます。

個別の複雑な案件については、専門家に相談するべきでしょう。

